

定住自立圏の形成に関する協定書における取組内容等の追加

背景

国が定める基本指針では、障がい児に対し必要な発達支援が受けられるよう障がい児支援の提供体制の整備を図るため、平成 32（2020）年度末までに地域における中核的な支援機関となる「児童発達支援センター」を各市町又は圏域に 1 か所以上設置することとされている。

概要

協定書の「別表第 1（第 3 条関係）生活機能の強化に係る政策分野 医療・福祉 施策 子育て環境の充実」に以下を追加する。

（以下、協定書への記載内容案）

取組内容

発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。

中心市（甲）の役割

乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。

連携市町（乙）の役割

甲と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。

協定書の変更に向けての流れ

- ・本取組を協定内容に追加するかどうかについて、各連携市町は中心市との調整によって 1 月中旬までに判断する。
- ・協定書に記載する具体的内容については、中心市と連携市町の調整によって定める。
- ・関係市町議会における議決を経て、3 月末までに協定書の変更締結を行う。
- ・第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに記載する実施スケジュール等を中心市と連携市町によって調整し、第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに反映させる。